

17 養育費の状況

(1) 相談相手

ア 母子世帯の母が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、50.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が42.1%と最も多く、次いで「弁護士」が22.1%となっている。

イ 父子世帯の父が、離婚の際又はその後、子どもの養育費の関係で相談した者は、34.2%となっており、このうち主な相談相手としては「親族」が44.7%と最も多く、次いで「弁護士」が22.3%となっている。

表17-(1)-1 母子世帯の母の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総数	相談した	相談した先				
			親族	知人・隣人	養育費等相談支援センター	県・市区町村窓口（母子・父子自立支援員、母子家庭等就業・自立センターを含む）	母子・父子福祉団体
平成28年	(100.0)	(51.2) (100.0)	(47.7)	(9.9)	(0.4)	(5.3)	(0.3)
令和3年	1,079,213 (100.0)	541,256 (50.2) (100.0)	227,825 (42.1)	52,140 (9.6)	0 (0.0)	31,414 (5.8)	1,721 (0.3)

	相談した先				相談していない	不詳
	弁護士	家庭裁判所	NPO法人	その他		
平成28年	(15.7)	(17.1)	(0.1)	(3.4)	(45.5)	(3.4)
令和3年	119,625 (22.1)	82,984 (15.3)	857 (0.2)	24,689 (4.6)	490,952 (45.5)	47,005 (4.4)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 17-(1)-2 父子世帯の父の養育費の主な相談相手（最も相談した先）

	総 数	相談した	相談した				母子・父子 福祉団体
			親 族	知人・隣人	養育費等相談 支援センター	県・市区町村窓 口（母子・父子 自立支援員、母 子家庭等就 業・自立センタ ーを含む）	
平成 28 年	(100.0)	(31.2) (100.0)	(53.1)	(7.3)	(0.0)	(3.1)	(1.0)
令和 3 年	105,134 (100.0)	35,928 (34.2) (100.0)	16,057 (44.7)	2,911 (8.1)	0 (0.0)	2,435 (6.8)	344 (1.0)

	相談した				相談して いない	不 詳
	弁 護 士	家庭裁判所	NPO法人	そ の 他		
平成 28 年	(18.8)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(65.9)	(2.9)
令和 3 年	8,010 (22.3)	5,090 (14.2)	0 (0.0)	1,080 (3.0)	65,432 (62.2)	3,774 (3.6)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(2) 養育費の取り決め

ア 養育費の取り決め状況は、母子世帯の母では、「取り決めをしている」が 46.7 %となっている。一方、父子世帯の父では、「取り決めをしている」が 28.3 %となっている。

イ ひとり親世帯になってからの年数が短い方が、「取り決めをしている」と回答した世帯の割合が高い傾向となっている。

ウ 「協議離婚」は、「その他の離婚」と比べて養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。また、「未婚」は、「離婚」と比べて養育費の取り決めをしている割合が低くなっている。

エ 養育費の取り決めをしていない最も大きな理由については、母子世帯の母では「相手と関わりたくない」が最も多く、次いで「相手に支払う意思がないと思った」となっており、父子世帯の父では「自分の収入等で経済的に問題ないから」が最も多く、次いで「相手と関わりたくないから」となっている。

表 1 7 - (2) - 1 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
平成 28 年	(100.0)	(42.9) (100.0)	(73.3)	(58.3)	(15.0)	(26.3)	(0.4)	(54.2)	(2.9)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	504,086 (46.7) (100.0)	386,251 (76.6)	302,356 (60.0)	83,895 (16.6)	116,653 (23.1)	1,181 (0.2)	552,117 (51.2)	23,011 (2.1)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

17-(2)-2 母子世帯の母の養育費の取り決め状況等（母の最終学歴別）

	総数	養育費の 取り決め をしている	文書あり			文書なし	不詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文書					
令和3年 総数	1,047,312 (100.0)	491,962 (47.0) (100.0)	376,148 (76.5)	294,107 (59.8)	82,040 (16.7)	114,633 (23.3)	1,181 (0.2)	533,622 (51.0)	21,727 (2.1)
中学校	114,050 (100.0)	32,197 (28.2) (100.0)	17,373 (54.0)	11,292 (35.1)	6,081 (18.9)	14,824 (46.0)	0 (0.0)	77,449 (67.9)	4,404 (3.9)
高校	434,301 (100.0)	171,357 (39.5) (100.0)	125,010 (73.0)	95,733 (55.9)	29,278 (17.1)	45,541 (26.6)	805 (0.5)	250,653 (57.7)	12,291 (2.8)
高等専門 学校	53,604 (100.0)	24,620 (45.9) (100.0)	19,707 (80.0)	15,414 (62.6)	4,293 (17.4)	4,913 (20.0)	0 (0.0)	28,153 (52.5)	832 (1.6)
短大	143,551 (100.0)	85,613 (59.6) (100.0)	64,921 (75.8)	54,629 (63.8)	10,292 (12.0)	20,692 (24.2)	0 (0.0)	57,939 (40.4)	0 (0.0)
大学・ 大学院	129,078 (100.0)	86,518 (67.0) (100.0)	75,335 (87.1)	57,084 (66.0)	18,251 (21.1)	11,183 (12.9)	0 (0.0)	41,597 (32.2)	963 (0.7)
専修学校・ 各種学校	167,422 (100.0)	89,333 (53.4) (100.0)	71,973 (80.6)	58,941 (66.0)	13,032 (14.6)	16,984 (19.0)	376 (0.4)	74,852 (44.7)	3,237 (1.9)
その他	5,305 (100.0)	2,325 (43.8) (100.0)	1,829 (78.7)	1,015 (43.7)	814 (35.0)	496 (21.3)	0 (0.0)	2,980 (56.2)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 3 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
平成 28 年	(100.0)	(20.8) (100.0)	(75.0)	(54.7)	(20.3)	(23.4)	(1.6)	(74.4)	(4.9)
令和 3 年	105,134 (100.0)	29,705 (28.3) (100.0)	19,975 (67.2)	12,597 (42.4)	7,378 (24.8)	8,761 (29.5)	970 (3.3)	72,577 (69.0)	2,852 (2.7)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (2) - 4 父子世帯の父の養育費の取り決め状況等（父の最終学歴別）

	総 数	養育費の 取り決め をしてい る	文書あり			文書なし	不 詳	養育費の 取り決め をしてい ない	不 詳
			判決、調停、 審判などの裁 判所における 取決め、強制 執行認諾条項 付きの公正証 書	その他の 文 書					
令和 3 年 総 数	101,404 (100.0)	27,995 (27.6) (100.0)	18,930 (67.6)	11,848 (42.3)	7,081 (25.3)	8,246 (29.5)	819 (2.9)	70,557 (69.6)	2,852 (2.8)
中学校	14,833 (100.0)	2,386 (16.1) (100.0)	1,528 (64.0)	987 (41.4)	541 (22.7)	858 (36.0)	0 (0.0)	11,923 (80.4)	524 (3.5)
高 校	43,754 (100.0)	9,634 (22.0) (100.0)	5,269 (54.7)	3,450 (35.8)	1,819 (18.9)	3,867 (40.1)	497 (5.2)	33,130 (75.7)	990 (2.3)
高等専門 学 校	6,366 (100.0)	1,522 (23.9) (100.0)	1,214 (79.8)	354 (23.2)	860 (56.5)	308 (20.2)	0 (0.0)	4,340 (68.2)	504 (7.9)
短 大	2,134 (100.0)	923 (43.3) (100.0)	812 (88.0)	617 (66.8)	196 (21.2)	111 (12.0)	0 (0.0)	1,211 (56.7)	0 (0.0)
大学・ 大学院	21,045 (100.0)	9,303 (44.2) (100.0)	6,852 (73.7)	4,772 (51.3)	2,080 (22.4)	2,129 (22.9)	322 (3.5)	11,211 (53.3)	531 (2.5)
専修学校・ 各種学校	12,870 (100.0)	4,228 (32.9) (100.0)	3,255 (77.0)	1,669 (39.5)	1,586 (37.5)	973 (23.0)	0 (0.0)	8,340 (64.8)	302 (2.3)
その他	401 (100.0)	0 (0.0) (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (2) - 5 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (母子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0 ～ 2 年未満	2 ～ 4 年未満	4 年以降	不 詳
令和 3 年 総 数	1, 079, 213 (100. 0)	165, 447 (100. 0)	147, 010 (100. 0)	674, 117 (100. 0)	92, 640 (100. 0)
取り決めている	504, 086 (46. 7)	96, 082 (58. 1)	78, 408 (53. 3)	298, 953 (44. 3)	30, 643 (33. 1)
取り決めていない	552, 117 (51. 2)	66, 287 (40. 1)	65, 437 (44. 5)	363, 890 (54. 0)	56, 503 (61. 0)
不 詳	23, 011 (2. 1)	3, 077 (1. 9)	3, 165 (2. 2)	11, 274 (1. 7)	5, 494 (5. 9)

表 1 7 - (2) - 6 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無 (父子世帯になってからの年数階級別)

	総 数	0 ～ 2 年未満	2 ～ 4 年未満	4 年以降	不 詳
令和 3 年 総 数	105, 134 (100. 0)	18, 407 (100. 0)	19, 324 (100. 0)	58, 144 (100. 0)	9, 259 (100. 0)
取り決めている	29, 705 (28. 3)	7, 769 (42. 2)	7, 392 (38. 3)	12, 974 (22. 3)	1, 569 (16. 9)
取り決めていない	72, 577 (69. 0)	10, 104 (54. 9)	11, 293 (58. 4)	43, 664 (75. 1)	7, 515 (81. 2)
不 詳	2, 852 (2. 7)	534 (2. 9)	638 (3. 3)	1, 505 (2. 6)	175 (1. 9)

表 1 7 - (2) - 7 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無 (離婚 (離婚の方法) ・未婚別)

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和 3 年 総 数	1, 079, 213 (100. 0)	950, 458 (100. 0)	758, 312 (100. 0)	192, 146 (100. 0)	128, 755 (100. 0)
取り決めている	504, 086 (46. 7)	486, 608 (51. 2)	330, 633 (43. 6)	155, 974 (81. 2)	17, 478 (13. 6)
取り決めていない	552, 117 (51. 2)	447, 419 (47. 1)	413, 354 (54. 5)	34, 065 (17. 7)	104, 698 (81. 3)
不 詳	23, 011 (2. 1)	16, 432 (1. 7)	14, 325 (1. 9)	2, 107 (1. 1)	6, 579 (5. 1)

注：その他の離婚とは、調停離婚、審判離婚及び裁判離婚のことである。以下同じ。

表 17-(2)-8 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（離婚（離婚の方法）・未婚別）

	総 数	離 婚		未 婚	
		協議離婚	その他の離婚		
令和3年 総 数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)
取り決めている	29,705 (28.3)	29,705 (28.7)	21,137 (24.1)	8,568 (53.4)	0 (0.0)
取り決めていない	72,577 (69.0)	71,199 (68.7)	64,096 (73.2)	7,102 (44.3)	1,378 (90.7)
不 詳	2,852 (2.7)	2,711 (2.6)	2,336 (2.7)	376 (2.3)	141 (9.3)

表 17-(2)-9 母子世帯の母の養育費の取り決めの有無（母の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
令和3年 総 数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	119,164 (100.0)	129,545 (100.0)	211,603 (100.0)
取り決めている	504,086 (46.7)	65,733 (40.5)	115,090 (47.5)	105,667 (49.3)	61,588 (51.7)	73,841 (57.0)	82,167 (38.8)
取り決めていない	552,117 (51.2)	92,674 (57.1)	125,081 (51.6)	107,166 (50.0)	57,081 (47.9)	54,379 (42.0)	115,736 (54.7)
不 詳	23,011 (2.1)	3,826 (2.4)	2,271 (0.9)	1,393 (0.7)	496 (0.4)	1,325 (1.0)	13,700 (6.5)

表 17-(2)-10 父子世帯の父の養育費の取り決めの有無（父の就労収入階級別）

	総 数	100万円 未満	100～200 万円未満	200～300 万円未満	300～400 万円未満	400万円 以上	不 詳
令和3年 総 数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	19,414 (100.0)	44,585 (100.0)	18,732 (100.0)
取り決めている	29,705 (28.3)	1,079 (15.4)	1,073 (21.3)	2,174 (21.0)	4,388 (22.6)	16,041 (36.0)	4,951 (26.4)
取り決めていない	72,577 (69.0)	5,770 (82.2)	3,966 (78.7)	7,851 (75.9)	14,719 (75.8)	28,226 (63.3)	12,045 (64.3)
不 詳	2,852 (2.7)	167 (2.4)	0 (0.0)	323 (3.1)	307 (1.6)	318 (0.7)	1,736 (9.3)

表 1 7 - (2) - 1 1 - 1 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	552,117 (100.0)	40,520 (7.3)	107,193 (19.4)	223,448 (40.5)	186,802 (33.8)	4,249 (0.8)	9,848 (1.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	80,476 (14.6)	10,571 (1.9)	86,663 (15.7)	280,330 (50.8)	52,702 (9.5)	15,423 (2.8)

注：1）養育費の取り決めをしていない理由については複数回答。

注：2）構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表 1 7 - (2) - 1 1 - 2 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)	(*)
令和 3 年	72,577 (100.0)	23,856 (32.9)	14,417 (19.9)	23,195 (32.0)	27,918 (38.5)	1,392 (1.9)	8,556 (11.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	その他	不詳
平成 28 年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和 3 年	3,319 (4.6)	1,156 (1.6)	2,781 (3.8)	24,894 (34.3)	4,034 (5.6)	2,205 (3.0)

注：1）養育費の取り決めをしていない理由については複数回答。

注：2）構成割合は総数との対比であるため、総数と内訳の構成割合の合計は一致しない。

表 1 7 - (2) - 1 1 - 3 母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(2.8)	(5.4)	(17.8)	(20.8)	(0.1)	(0.6)
令和 3 年	552,117 (100.0)	19,303 (3.5)	34,664 (6.3)	84,488 (15.3)	81,120 (14.7)	1,723 (0.3)	4,596 (0.8)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	そ の 他	不 詳
平成 28 年	(5.4)	(0.9)	(4.8)	(31.4)	(7.1)	(2.9)
令和 3 年	30,717 (5.6)	7,793 (1.4)	24,461 (4.4)	190,718 (34.5)	41,806 (7.6)	30,728 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (2) - 1 1 - 4 父子世帯の父の養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）

	総 数	自分の収入等で経済的に問題がない	取り決めの交渉がわずらわしい	相手に支払う意思がないと思った	相手に支払う能力がないと思った	相手に養育費を請求できることを知らなかった	子どもを引きとった方が、養育費を負担するものと思っていた
平成 28 年	(100.0)	(17.5)	(8.3)	(9.6)	(22.3)	(0.4)	(7.0)
令和 3 年	72,577 (100.0)	16,184 (22.3)	5,507 (7.6)	9,665 (13.3)	12,946 (17.8)	193 (0.3)	4,644 (6.4)

	取り決めの交渉をしたが、まともらなかった	現在交渉中又は今後交渉予定である	相手から身体的・精神的暴力を受けた	相手と関わりたくない	そ の 他	不 詳
平成 28 年	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(20.5)	(5.2)	(7.9)
令和 3 年	941 (1.3)	150 (0.2)	516 (0.7)	14,336 (19.8)	3,416 (4.7)	4,079 (5.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

(3) 養育費の受給状況

ア 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 28.1 %となっている。一方、離婚した母親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 8.7 %となっている。

イ 養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、母子世帯では 50,485 円、父子世帯では 26,992 円となっている。

表 1 7 - (3) - 1 母子世帯の母の養育費の受給状況

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(24.3)	(15.5)	(56.0)	(4.2)
令和 3 年	1,079,213 (100.0)	303,252 (28.1)	153,444 (14.2)	613,567 (56.9)	8,950 (0.8)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 2 母子世帯の母の養育費の受給状況 (母の最終学歴別)

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
令和 3 年 総数	1,047,312 (100.0)	298,005 (28.5)	148,428 (14.2)	592,340 (56.6)	8,540 (0.8)
中学校	114,050 (100.0)	16,039 (14.1)	12,547 (11.0)	84,552 (74.1)	912 (0.8)
高校	434,301 (100.0)	99,237 (22.8)	56,308 (13.0)	275,582 (63.5)	3,173 (0.7)
高等専門学校	53,604 (100.0)	13,863 (25.9)	10,012 (18.7)	29,729 (55.5)	0 (0.0)
短大	143,551 (100.0)	54,369 (37.9)	24,451 (17.0)	64,192 (44.7)	539 (0.4)
大学・大学院	129,078 (100.0)	59,460 (46.1)	16,626 (12.9)	50,707 (39.3)	2,285 (1.8)
専修学校・各種学校	167,422 (100.0)	53,636 (32.0)	28,483 (17.0)	83,673 (50.0)	1,630 (1.0)
その他	5,305 (100.0)	1,400 (26.4)	0 (0.0)	3,905 (73.6)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表 1 7 - (3) - 3 父子世帯の父の養育費の受給状況

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
平成 28 年	(100.0)	(3.2)	(4.9)	(86.0)	(5.8)
令和 3 年	105,134 (100.0)	9,191 (8.7)	5,008 (4.8)	90,277 (85.9)	659 (0.6)

注：令和 3 年度の調査結果は推計値であり、平成 28 年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口 (e-Stat) に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(3)-4 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の最終学歴別）

	総数	現在も養育費を受けている	養育費を受けたことがある	養育費を受けたことがない	不詳
令和3年 総数	101,404 (100.0)	8,708 (8.6)	4,635 (4.6)	87,553 (86.3)	507 (0.5)
中学校	14,833 (100.0)	469 (3.2)	440 (3.0)	13,813 (93.1)	111 (0.7)
高校	43,754 (100.0)	3,250 (7.4)	2,102 (4.8)	38,152 (87.2)	251 (0.6)
高等専門学校	6,366 (100.0)	606 (9.5)	494 (7.8)	5,121 (80.4)	146 (2.3)
短大	2,134 (100.0)	168 (7.9)	0 (0.0)	1,965 (92.1)	0 (0.0)
大学・大学院	21,045 (100.0)	3,166 (15.0)	1,130 (5.4)	16,750 (79.6)	0 (0.0)
専修学校・各種学校	12,870 (100.0)	1,050 (8.2)	469 (3.6)	11,351 (88.2)	0 (0.0)
その他	401 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	401 (100.0)	0 (0.0)

注：総数は、最終学歴における不詳を除いた値である。

表17-(3)-5 母子世帯の母の養育費の受給状況（母子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	165,447 (15.3)	147,010 (13.6)	674,117 (62.5)	92,640 (8.6)
現在も受けている	303,252 (100.0)	69,600 (23.0)	54,752 (18.1)	162,462 (53.6)	16,437 (5.4)
過去に受けたことがある	153,444 (100.0)	12,838 (8.4)	18,132 (11.8)	110,742 (72.2)	11,732 (7.6)
受けたことがない	613,567 (100.0)	80,663 (13.1)	73,213 (11.9)	395,760 (64.5)	63,932 (10.4)
不詳	8,950 (100.0)	2,346 (26.2)	912 (10.2)	5,153 (57.6)	539 (6.0)

表 17-(3)-6 父子世帯の父の養育費の受給状況（父子世帯になってからの年数階級別）

	総数	0～2年未満	2～4年未満	4年以降	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	18,407 (17.5)	19,324 (18.4)	58,144 (55.3)	9,259 (8.8)
現在も受けている	9,191 (100.0)	3,222 (35.1)	1,674 (18.2)	3,800 (41.4)	494 (5.4)
過去に受けたことがある	5,008 (100.0)	519 (10.4)	839 (16.8)	2,903 (58.0)	747 (14.9)
受けたことがない	90,277 (100.0)	14,556 (16.1)	16,701 (18.5)	51,154 (56.7)	7,867 (8.7)
不詳	659 (100.0)	111 (16.8)	111 (16.8)	286 (43.5)	151 (23.0)

表 17-(3)-7 母子世帯の母の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚		未婚	総数	離婚		未婚		
		協議離婚	その他離婚			協議離婚	その他離婚			
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	950,458 (100.0)	758,312 (100.0)	192,146 (100.0)	128,755 (100.0)	504,086 (100.0)	486,608 (100.0)	330,633 (100.0)	155,974 (100.0)	17,478 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	292,392 (30.8)	197,938 (26.1)	94,453 (49.2)	10,860 (8.4)	290,837 (57.7)	281,890 (57.9)	188,369 (57.0)	93,521 (60.0)	8,947 (51.2)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	146,009 (15.4)	103,370 (13.6)	42,640 (22.2)	7,435 (5.8)	108,574 (21.5)	105,127 (21.6)	68,839 (20.8)	36,288 (23.3)	3,447 (19.7)
受けたことがない	613,567 (56.9)	503,646 (53.0)	451,082 (59.5)	52,564 (27.4)	109,921 (85.4)	97,001 (19.2)	92,456 (19.0)	68,287 (20.7)	24,169 (15.5)	4,545 (26.0)
不詳	8,950 (0.8)	8,411 (0.9)	5,922 (0.8)	2,489 (1.3)	539 (0.4)	7,674 (1.5)	7,135 (1.5)	5,138 (1.6)	1,997 (1.3)	539 (3.1)

表 17-(3)-8 父子世帯の父の養育費の受給状況（離婚（離婚の方法）、未婚別）

	総数					うち、養育費の取り決めをしている世帯				
	総数	離婚	協議離婚		未婚	総数	離婚	協議離婚		未婚
			協議離婚	その他離婚				協議離婚	その他離婚	
令和3年 総数	105,134 (100.0)	103,616 (100.0)	87,569 (100.0)	16,046 (100.0)	1,519 (100.0)	29,705 (100.0)	29,705 (100.0)	21,137 (100.0)	8,568 (100.0)	0 (0.0)
現在も 受けている	9,191 (8.7)	9,191 (8.9)	6,244 (7.1)	2,947 (18.4)	0 (0.0)	7,688 (25.9)	7,688 (25.9)	4,741 (22.4)	2,947 (34.4)	0 (0.0)
過去に受けた ことがある	5,008 (4.8)	5,008 (4.8)	3,582 (4.1)	1,426 (8.9)	0 (0.0)	3,194 (10.8)	3,194 (10.8)	2,246 (10.6)	948 (11.1)	0 (0.0)
受けたことが ない	90,277 (85.9)	88,758 (85.7)	77,376 (88.4)	11,382 (70.9)	1,519 (100.0)	18,165 (61.1)	18,165 (61.1)	13,783 (65.2)	4,382 (51.1)	0 (0.0)
不詳	659 (0.6)	659 (0.6)	367 (0.4)	292 (1.8)	0 (0.0)	659 (2.2)	659 (2.2)	367 (1.7)	292 (3.4)	0 (0.0)

表 17-(3)-9 母子世帯の母の養育費の受給状況（母の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	1,079,213 (100.0)	162,233 (100.0)	242,442 (100.0)	214,227 (100.0)	119,164 (100.0)	129,545 (100.0)	211,603 (100.0)
現在も受けている	303,252 (28.1)	47,526 (29.3)	68,115 (28.1)	61,754 (28.8)	32,349 (27.1)	49,194 (38.0)	44,314 (20.9)
過去に受けたことがある	153,444 (14.2)	14,841 (9.1)	33,282 (13.7)	34,639 (16.2)	22,398 (18.8)	18,974 (14.6)	29,311 (13.9)
受けたことがない	613,567 (56.9)	97,926 (60.4)	139,656 (57.6)	116,613 (54.4)	63,278 (53.1)	60,313 (46.6)	135,781 (64.2)
不詳	8,950 (0.8)	1,939 (1.2)	1,389 (0.6)	1,221 (0.6)	1,140 (1.0)	1,064 (0.8)	2,197 (1.0)

表 17-(3)-10 父子世帯の父の養育費の受給状況（父の就労収入階級別）

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	不詳
令和3年 総数	105,134 (100.0)	7,016 (100.0)	5,039 (100.0)	10,348 (100.0)	19,414 (100.0)	44,585 (100.0)	18,732 (100.0)
現在も受けている	9,191 (8.7)	385 (5.5)	0 (0.0)	442 (4.3)	1,323 (6.8)	5,504 (12.3)	1,536 (8.2)
過去に受けたことがある	5,008 (4.8)	308 (4.4)	534 (10.6)	303 (2.9)	1,324 (6.8)	1,940 (4.4)	600 (3.2)
受けたことがない	90,277 (85.9)	6,323 (90.1)	4,506 (89.4)	9,602 (92.8)	16,656 (85.8)	36,890 (82.7)	16,299 (87.0)
不詳	659 (0.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (0.6)	251 (0.6)	297 (1.6)

表 1 7 - (3) - 1 1 養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総 数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(84.4)	43,707 円	(10.7)	(5.0)
令和 3 年	456,696 (100.0)	405,852 (88.9)	50,485 円	37,307 (8.2)	13,537 (3.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 1 2 養育費を現在も受けている又は受けたことがある父子世帯の養育費（1世帯平均）の状況

	総 数	額が決まっている	1世帯平均金額	額が決まっていない	不 詳
平成 28 年	(100.0)	(80.0)	32,550 円	(12.0)	(8.0)
令和 3 年	14,199 (100.0)	12,020 (84.7)	26,992 円	1,845 (13.0)	333 (2.3)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表 1 7 - (3) - 1 3 子どもの数別養育費（1世帯平均月額）の状況

	総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	不詳
平成 28 年 母子世帯 1世帯平均月額	43,707 円	38,207 円	48,090 円	57,739 円	68,000 円	*	37,000 円
父子世帯 1世帯平均月額	32,550 円	29,375 円	32,222 円	42,000 円	0 円	*	0 円
令和 3 年 母子世帯 1世帯平均月額	50,485 円 (405,852)	40,468 円 (231,750)	57,954 円 (131,259)	87,300 円 (32,505)	70,503 円 (8,184)	54,191 円 (1,140)	39,062 円 (1,014)
父子世帯 1世帯平均月額	26,992 円 (12,020)	22,857 円 (5,875)	28,777 円 (4,012)	37,161 円 (1,966)	0 円 (0)	0 円 (0)	10,000 円 (168)

注：1)令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

注：2)養育費を現在も受けている又は受けたことがある世帯で、額が決まっているものに限る。

注：3)この表における（ ）内の数値は推計世帯数である。

(4) 離婚届書における養育費の分担についての記入状況

ア 離婚届書の養育費の取り決めの有無のチェック欄の状況は、母子世帯、父子世帯ともに「チェックしたか不明」がそれぞれ、52.7%、49.1%と最も多く、次いで「取り決めている」の欄にチェックしたが、それぞれ25.7%、18.1%となっている。

イ チェックしていない理由は、母子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が60.6%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が27.1%となっている。

一方、父子世帯では「チェック欄があることを知らなかった」が48.9%と最も多く、次いで「チェックが必須ではないから」が33.7%となっている。

表17-(4)-1 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況

	総数	「取り決めている」の欄にチェックした	「まだ決めていない」の欄にチェックした	チェックしていない	チェックしたか不明	不詳
母子世帯 平成28年	(100.0)	(24.8)	(9.4)	(8.3)	(49.6)	(8.0)
令和3年	615,800 (100.0)	158,265 (25.7)	40,525 (6.6)	50,539 (8.2)	324,235 (52.7)	42,236 (6.9)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(17.6)	(5.9)	(16.0)	(46.2)	(14.3)
令和3年	73,358 (100.0)	13,258 (18.1)	3,563 (4.9)	11,698 (15.9)	35,997 (49.1)	8,842 (12.1)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。

表17-(4)-2 平成24年4月1日以降、離婚によってひとり親世帯となった世帯における離婚届書の養育費の取り決めチェック状況(チェックしていない理由)

	総数	チェック欄があることを知らなかった	チェックが必須ではないから	その他	不詳
母子世帯 平成28年	(100.0)	(45.8)	(41.7)	(10.4)	(2.1)
令和3年	50,539 (100.0)	30,640 (60.6)	13,686 (27.1)	6,213 (12.3)	0 (0.0)
父子世帯 平成28年	(100.0)	(31.6)	(41.2)	(26.3)	(0.0)
令和3年	11,698 (100.0)	5,723 (48.9)	3,945 (33.7)	2,031 (17.4)	0 (0.0)

注：令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。なお、比較に当たっては、政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載している実数値の構成割合と比較を行う必要があることに留意。